

社会福祉法人相模原市社会福祉協議会 非常勤職員募集案内

1 職種及び募集人員

生活支援相談員 若干名

2 職務内容

高齢者・障がい者・低所得世帯等に対して、資金の貸付けに伴う相談援助業務及び貸付金の償還に関する事務

3 応募資格

高齢者や障がいがある方の生活支援等に熱意と関心があり、次の（１）～（２）の要件を満たす人

（１）普通自動車（第一種）運転免許を持っている人

（２）パソコンを使って簡単な文書作成・表計算（Word, Excel）ができる人

※ただし、次のいずれかに該当する人は、申込みできません。

- ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ・本会及び地方公共団体である相模原市において懲戒免職の処分を受け当該処分の日から2年を経過しない人
- ・日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 勤務場所

相模原市社会福祉協議会 さがみはら成年後見・あんしんセンター
（相模原市中央区富士見6-1-20 あじさい会館2階）

5 採用予定日

随時

6 身分・任期

身分は、社会福祉法人相模原市社会福祉協議会会長が任命する非常勤職員です。任期は、採用日から令和7年3月31日までとします。また、勤務成績が良好な場合は、以降1年ごとに本会との合意により任期の更新を行うことがあります。

相模原市社会福祉協議会非常勤職員等就業規程第33条に基づき、1年ごとの任期終了時点で満65歳に達している方については、任期の更新はできません。また、採用の日から3か月間を試用期間とします。

7 勤務日時

（１）勤務日 ・月曜日～金曜日（年末年始、祝日を除く。）

・その他会長が指定する日

（２）勤務時間 午前9時～午後5時（正午から午後1時は休憩。時間外勤務あり。）

8 賃金

月額 189,000円（社会保険加入）

※通勤費 自宅から勤務地までが2キロメートル以上の場合、規程に基づき別途支給

9 選考方法

第1次審査（申込書・作文）と第2次審査（面接）により選考し決定します。ただし、第2次審査は、第1次審査の結果に基づき選考し、該当者のみ実施します。

- (1) 作文のテーマは、「**応募の動機**」として、400字詰め原稿用紙2枚程度で、申込書とともに提出してください。
- (2) 第1次審査の結果については、可否に関わらず郵送にて通知します。可否に関するお電話でのお問合せには、応じられませんので御了承ください。
- (3) 第1次審査の合格者に対する第2次審査（面接）は、郵送にて通知します。
- (4) 第2次審査の結果についても、可否に関わらず郵送にて通知します。可否に関するお電話でのお問合せには、応じられませんので御了承ください。

10 応募方法

- (1) 提出書類等 本会所定の(Ⅰ)申込書、(Ⅱ)作文用紙、(Ⅲ)一次審査結果を郵送する封筒（84円切手貼付、宛名を記入ください。）の3点を、下記の受付場所へお持ちいただくか、若しくは郵送。
※提出いただいた申込書・作文は、返却いたしません。また、この選考において市社協が収集する個人情報、採用試験及び採用に関する事務以外の目的への使用は、一切いたしません。
- (2) 受付期間 随時（ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く。）
- (3) 受付時間 午前8時30分から午後5時まで
- (4) 受付場所及び問合せ先

社会福祉法人相模原市社会福祉協議会さがみはら成年後見・あんしんセンター
相模原市中央区富士見6丁目1番20号 市立あじさい会館2階
電話：042-756-5034 FAX：042-759-4382

以上